

個別の教育支援計画の作成の手引き (試案)

1 個別の教育支援計画の策定について

2 個別の教育支援計画作成上の留意点

〔参考資料〕 個別の教育支援計画のサンプル

(1) フェイスシートの例

(2) 支援計画シートの例

「個別の教育支援計画の作成の手引き（試案）」の活用について

広域特別支援連携協議会
委員長 小西 正三

平成16年度から特別支援教育推進体制モデル事業（国の委嘱事業）として、阪神北特別支援連携協議会が設置され、平成17年度から、特別支援教育推進体制モデル事業は特別支援教育体制推進事業と発展する中で、阪神南特別支援連携協議会と広域特別支援連携協議会が設置されました。

これらの協議会においては、地域支援の在り方や地域支援ネットワークづくりのための体制整備を行うと共に、「個別の教育支援計画」の在り方についての現状分析と課題についての協議を行ってまいりました。

その協議の中で、学校教育の現況の中では、「個別の教育支援計画」の試案が示されなければ、学校における作成が進展しないだろうと考えるにいたりました。そのため、総合推進地域内の聾・養護学校が作成している「個別の教育支援計画」を参考にしながら、小・中学校、さらに将来的には、盲・聾・養護学校等でも利用できるような「個別の教育支援計画の作成の手引き（試案）」を提示することにいたしました。

もとより、本試案は、各地域・各学校において既に作成している個別の教育支援計画を尊重しながらも、まだ作成できていない地域や学校において、それぞれに応じた個別の教育支援計画の作成を促進するための試案であります。

実際に、特別な支援が必要な子どもたちのために本試案の活用を通して、その地域・学校に応じたよりふさわしい様式等を作り上げていただければ、幸いです。

平成19年度から、各地域において特別支援連携協議会や就学のための教育連携連絡会が活動を開始するのに当たりまして、この「試案」が役立つことを期待しております。今後は、各地域において、関係機関の地域支援ネットワークの整備を推進しながら、個別の教育支援計画の作成・策定の具体的な取組が進展することを祈念いたします。

個別の教育支援計画の作成の推進について

3か年の協議を通じて、この「個別の教育支援計画の作成の手引き（試案）」がまとめられ、障害児教育室に報告いただきました。この試案をたたき台として、兵庫県下の各学校で、それぞれの「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成が推進されますことを期待し、また、各地域におきまして、特別支援連携協議会の整備や関係機関の連携のための道具（ツール）として、この試案を活用されることを願っております。

最後になりましたが、広域特別支援連携協議会・阪神南特別支援連携協議会・阪神北特別支援連携協議会の各委員の皆様には、ご多忙の中、協議会に参集していただき、心から感謝を申し上げます。なお、この試案を作成するに当たって、貴重なご意見をいただきました各協議会の委員の方々を巻末に掲載させていただいております。

平成19年3月

兵庫県教育委員会事務局
障害児教育室

1 個別の教育支援計画の策定について

1 個別の教育支援計画の作成の目的

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的とします。「個別の支援計画」のうち、教育機関が中心となって策定する場合を「個別の教育支援計画」と呼び、ほぼ幼稚部段階から高等部卒業段階までをカバーします。また、一貫した的確な支援を行うには、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局等との密接な連携協力を確保することが不可欠です。他分野で同様の視点から「個別の支援計画」が策定される場合は、同計画を活用することを含め教育と他分野との一体となった対応が確保されることが重要です。

策定に当たっては、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、適切に対応していくためにそのニーズに応じて必要な関係機関等との連携が必要です。「個別の教育支援計画」は、中・長期的な視点で一貫した的確な支援を行うための道具（ツール）であり、学校及び関係機関等が一人一人のニーズに応じた支援を行っていくための連携を図る道具（ツール）でもあります。

2 個別の教育支援計画の内容

計画の策定を担当する機関等を明らかにして、下記の内容を盛り込んだ計画を策定します。

- ①一人一人のニーズの内容
- ②適切な支援の目標と内容

一人一人のニーズを踏まえ、必要となる支援の目標と内容及び各関係機関が実施する具体的支援内容を明らかにします。福祉、医療、労働等教育以外の分野からの支援についても一人一人のニーズに応じて内容や支援者等を併せて記述します。

- ③関係者・機関等

保護者を含め、支援を行う者及び関係機関等と、その役割の具体化を図ります。

- ④評価の実施時期・方法・内容・関与する者
- ⑤支援の実施結果の評価と改善内容
- ⑥引継の際の留意事項等

なお、これらの内容を踏まえた様式については、4ページの「5 個別の教育支援計画の様式について」及び8ページ以降の『2「個別の教育支援計画」の作成上の留意点』等を参照してください。

3 個別の教育支援計画と個別の支援計画、個別の指導計画との関係

(1) 「個別の教育支援計画」と「個別の支援計画」

「個別の教育支援計画」は障害者基本計画における「個別の支援計画」と同じ性格のものであり、「個別の支援計画」を教育機関が中心となって策定する場合には、これを「個別の教育支援計画」と呼びます。つまり、「個別の教育支援計画」は「個別の支援計画」に含まれるものであり、「個別の支援計画」を教育機関が中心となって策定する場合の呼称です。

平成14年12月に策定された「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」では、平成17年度までに、盲・聾・養護学校（平成19年度から「特別支援学校」、以下同じ）において「個別の支援計画」を策定することが明記されました。

その後、平成15年3月に報告された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「個別の教育支援計画」を障害のある児童生徒に策定することが述べられました。

なお、文部科学省より全国特殊学校長会に委嘱された「平成13年度教育・労働関係機関等が連携した就業支援の在り方に関する調査研究」では、「学校から社会へ」「子どもから大人へ」の高等部段階からの社会参加についての移行を支える「個別移行支援計画」が開発されました。この「個別移行支援計画」は、卒業間近に労働関係機関等との連携を重視して策定される特定の時期の「個別の教育支援計画」と考えられ、また、「個別の教育支援計画」は、「個別の支援計画」の一部です。

(2) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

「個別の指導計画」は、教育課程を具体化したもので、一人一人の指導目標や指導内容・方法の明確化を図るものであり、これまででも学校でのきめ細かな指導を行うために作成されてきました。障害の状態や発達段階に応じた指導目標を設定して適切な指導を行うことができるように、例えば自立活動や各教科等で作成するなど、個々の指導の方法や内容を盛り込んで作成しています。

「個別の指導計画」については、現行の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領において、自立活動における個別の指導計画の作成、重複障害児の指導における個別の指導計画の作成として義務付けられていますが、全国的に見ると自立活動以外の各教科等や重複障害児の指導以外の場合にも、「個別の指導計画」を作成することが多くなっています。

これに対して、「個別の教育支援計画」は、福祉、医療、労働等の関係機関等が連携して一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画であり、地域社会に生きる個人として、教育、福祉、医療、労働等の関係機関等による連携協力体制で必要な支援をしていくための道具（ツール）です。

したがって、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は、次元（レベル）の違うものです。比較的長期スパンで策定することが考えられる「個別の教育支援計画」を踏まえて「個別の指導計画」をきめ細かに作成するという関係になります。

《用語説明》；「策定」と「作成」

「個別の教育支援計画」や「個別の支援計画」について、関係者・機関等の連携を前提としており、「策定」と記述します。

これに対して、「個別の指導計画」は「作成」と記述します。また、「個別の教育支援計画」(案)についても、「作成」と記述します。

関係者・機関が対等の立場で協議し、連携して「策定」する「個別の教育支援計画」に対して、「個別の指導計画」は保護者等との共通理解や連携・協力を大切にしつつも、教育課程の具体化として、学校が責任をもって「作成」することになります。

また、「個別の教育支援計画」(案)は、関係者・機関が協議した結果の計画ではありませんので「策定」ではなく「作成」と記述します。

4 個別の教育支援計画の策定者等について

(1) 策定の時期、策定機関、策定者等について

基本的には、障害のある児童生徒が学校に在籍している期間に「個別の教育支援計画」を策定しますが、入学前から学校への移行期に教育機関が関わり始めたときから策定することも考えられます。一方、卒業後への移行期の一定期間についても策定する必要があります。学校等の教育機関が中心となって、担任や特別支援教育コーディネーター等が本人・保護者より実態やニーズを把握し、福祉、医療、労働等の関係機関等と連携をして策定します。

(2) 評価・改善について

「個別の教育支援計画」の実施を踏まえ計画の内容を評価し、次のステップにつなげていくことが大切です。この計画の主旨から、一人一人に応じて評価・改善していくことが望まれ、時期は一律には設定できないと考えます。策定時に一人一人に応じて、評価・改善の時期を決めておくことが大切です。

(3) ケース会議について

策定に当たっては、「個別の教育支援計画」の策定・実施・評価の方針と一人一人の支援のための会議を設定することが望まれます。

一人一人の支援会議(ケース会議)では、障害のある児童生徒ごとに関係機関等が代わります。一人一人に応じてネットワークがあると考えてよいでしょう。対象は、障害のある児童生徒全員ですが、それぞれの必要により開催する回数や参加する人数は異なります。校内委員会や「個別の教育支援計画」策定委員会等で一人一人の支援会議(ケース会議)の開催に関して検討する必要があります。

5 個別の教育支援計画の様式について

(1) 既定の様式について

「個別の教育支援計画」に決められた様式はありませんが、以下の内容は記載することになります。

- ア. 一人一人のニーズ
- イ. 支援の目標
- ウ. 支援の内容
- エ. 支援を行う者・機関等
- オ. 評価・改訂・引継事項等
- カ. その他

このような内容を記載するために、地域や学校の実状や障害のある児童生徒の実態等を考慮してそれぞれの学校で様式を定めることもあるでしょう。その場合、様式の一部を一人一人に応じて違うものにすることもあります。また、様式そのものを一人一人違うものにすることも考えられます。

さらに、支援の具体的内容については、おおよそその内容を類型化して様式の中に示す場合もあれば、関係機関ごとの枠だけにして支援内容を一人一人について記載する場合もあるでしょう。

一方で、地域や学校間で共通の様式にする場合もあるでしょう。

そのサンプルを8ページ以降の「2『個別の教育支援計画』の作成上の留意点」に示しておきますので、参考にしてください。

(2) 策定・改善の手順について

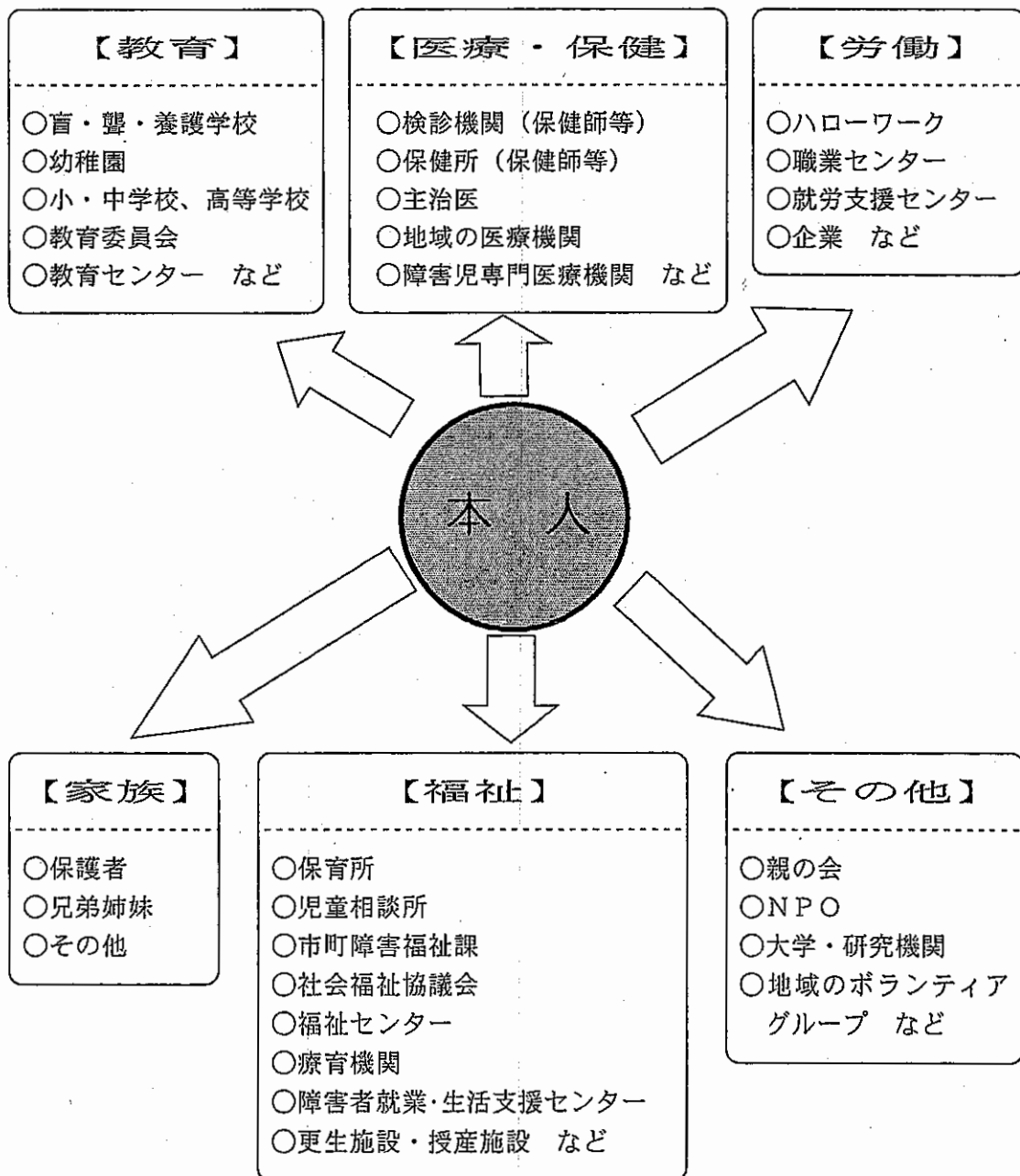
保護者を含め、支援を行う者及び関係機関等と、その役割の具体化を図り、策定を担当する機関等が以下の手順で計画の策定・改善を行います。

- ① 障害のある児童生徒の実態把握
- ② 実態に即した支援目標の設定
- ③ 具体的な支援内容
- ④ 評価、引継

対象児童生徒の入学、転学、卒業等により、計画策定担当機関等が変更となる場合には、生涯にわたる的確な支援が引き続き一貫して行われるように、引継ぎシステムを明確にしておくことが大切です。

6 個別の教育支援計画策定のために連携する関係機関等について

障害のある児童生徒を支える関係機関等は、教育、福祉、医療、労働など様々な分野において存在します。本人に関わるすべての機関等が連携の対象と考えられますが、ライフステージや生活習慣などによっても変化していくものと思われます。また、現在関わりのある機関等に加え、今後連携が必要になってくるとされる機関等を把握しておくことも必要である。以下は関係機関等として考えられるものの一部分を挙げたものです。



7 個別の教育支援計画の策定等と支援会議（ケース会議）について

(1) 支援会議（ケース会議）の意義

「個別の教育支援計画」を策定したり、改訂したりする場合は、学校等の教育機関が中心となって呼びかけ、関係者・機関による一人一人に応じた支援会議（ケース会議）を開催することが大切です。

「個別の教育支援計画」を策定する場合は、一人一人を囲む関係者・機関が、支援会議（ケース会議）において、各関係者・機関による具体的支援内容を明らかにする必要があります。そのために一人一人のニーズを把握し、そのニーズを踏まえた支援目標を関係者・機関が共通理解し、その支援目標を実現する支援内容について各関係者・機関が役割分担することになります。そのための支援会議（ケース会議）を実施することが大変重要です。

「個別の教育支援計画」を改訂する場合も同様です。一人一人を囲む関係者・機関がそれまで実施してきた支援内容について、支援会議（ケース会議）において評価をする必要があります。その上で一人一人のニーズを踏まえ、新たな支援目標を設定し、支援内容を見直していくことになります。

以上のように「個別の教育支援計画」が、一人一人のための支援会議（ケース会議）を実施することで、より適切に策定・実施・改訂をすることができます。

(2) 支援会議の効率的な実施の工夫

各関係者・機関が支援会議（ケース会議）を実施することによってはじめて「個別の教育支援計画」を策定することができますが、盲・聾・養護学校には児童生徒数が多い学校もあり、実際にはその全員について支援会議（ケース会議）を実施するのが難しいこともあります。

ただ、関係者・機関の全員が集まって支援会議（ケース会議）を実施することができない場合でも、これを実施した場合と同様に、一人一人への充実した支援を実施できるよう、工夫して計画を策定することが必要です。

その工夫としては、様々なことが考えられます。例えば、支援会議（ケース会議）に参加できない関係者・機関には、計画（案）を個別に提示して、もち回りによる協議をしたりすることも考えられます。支援会議（ケース会議）を開催せずに、学校や保護者等が中心になって計画（案）を策定した上でもち回りによる協議をしたりすることも考えられます。また、支援の関係者・機関の多くが共通するケースについては、何ケースかの支援会議（ケース会議）を同じ日程でそれぞれ実施する工夫も考えられます。いずれの場合でも、まず保護者の積極的な参画を促します。そして、支援会議（ケース会議）を実施した場合と同様の連携を、関係者・機関と共に確保する必要があります。

また、支援会議（ケース会議）の工夫とは少し違いますが、ケースによっては多くの関係者・機関に集まっただき、時間をかけて協議する必要がある場合もあれば、

それほどのことを必要としない場合もあります。全員に策定することになりますが、計画に書き込む内容は一人一人に応じて、大きな違いがあることも念頭に置いておく必要があります。

8 個人情報の管理について

「個別の教育支援計画」の策定に当たっては、本人・保護者にその策定の意義について十分な理解を得ることが大切です。

学校が医療機関や就学前施設等から情報収集をする際には、本人・保護者の同意を得て行うことになります。学校が中心になって策定する「個別の教育支援計画」においても、記載した内容については、それをどのような関係機関等と共有することになるのか明らかにし、進学や転学に伴って引継ぎが行われることについても確認していくことが必要です。いずれの場合でも、個人情報の取り扱いには本人・保護者の了解が不可欠です。

「個別の教育支援計画」策定委員会や支援会議（ケース会議）等においては、個人情報や会議に参加した人が知り得た情報の取り扱いについて、慎重に協議し、取り決めておくことが必要です。

作成された「個別の教育支援計画」の保管については、保護者と学校及び関係機関等に限られ、学校や関係機関等は、その保管に責任を持ち、別の目的に個人情報が使用されることを防止しなければなりません。また、個人情報保護法やそれぞれの地方公共団体における条例などの定めに従って個人情報を取り扱うことになりますので、学校や関係機関はその内容について、あらかじめ十分認識を深めておく必要があります。

このように個人情報の保護については、慎重な扱いが求められますが、反面「個別の教育支援計画」が有効に活用されるようにすることが極めて大切であることを忘れてはなりません。

(1) 個人情報

個人に関する情報（特定の個人を識別できるものをいう。）で、実施機関が管理する文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等に記録されたものをいいますが、ここでは、支援会議（ケース会議）に参加した人が知り得たすべての個人情報について、同様に考えていく必要があります。

(2) 引継ぎ

引継ぎを行う関係機関等、引継ぎ内容について本人・保護者の理解を得ます。特に、本人・保護者が同席しない関係機関等との会議において話されたことについても、個人情報については十分に了解してもらうことが必要です。

(3) 保管

保管（方法や期間）については、学校・関係機関と本人・保護者で具体的な取り決めをしておくことが大切です。

2 「個別の教育支援計画」の作成上の留意点

I 個別の教育支援計画の構成

- 1 フェイスシート ← 発達支援記録
 2 支援計画シート ← 就学サポートシート } ※「個別の就学サポート計画の活用の手引き」参照
 3 支援マップシート

II 各シートの概要と記入の留意点

1 フェイスシートの例

- 対象児童生徒の基礎的なデータを記入(場合によっては保護者が記入する)
 ○在学中は修正加筆のみ

本人氏名		保護者氏名	
住所		住所	
関係施設		緊急連絡先	
診断名		家族構成	
主障害		出産前後の状況(胎生期・出生期・乳幼児期)	
併せ有する障害		療育の状況	
療育手帳		前籍校・園の状況	
身体障害者手帳		医療に関わる特記事項	
精神障害者保健福祉手帳		生育歴に関わる特記事項	
特徴(検査記録等)			

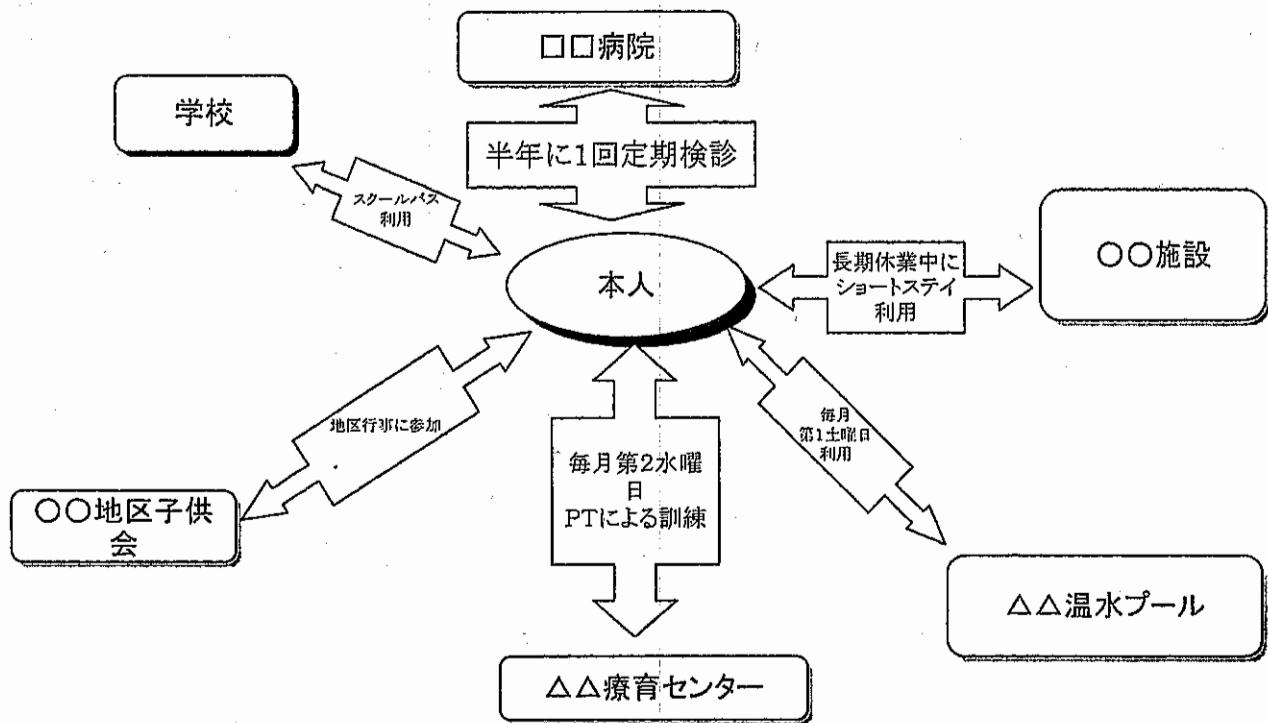
2 支援計画シートの例

- 入学時に作成し、在学中に見直しをしてシートを追加していく
 ○支援会議(ケース会議)で協議した内容を記入する

1 これまでの支援内容および支援上の課題			
2 現在の生活・将来の生活に関する希望			
(1)本人の希望			
(2)保護者の希望			
3 本人・保護者の希望を基に考えられる支援計画			
(1)現在の生活の充実のための目標			
(2)卒業後の生活を目指した目標			
4 具体的な支援			
(1)家庭生活	(2)余暇・地域生活	(3)医療・健康	(4)教育相談・進路指導
5 学習支援の中心的内容			
(1)学習場面	(2)具体的な課題	(3)手だて・配慮事項	
6 評価及び今後の課題			

3 支援マップシートの例

○関係機関とのネットワークを図示する



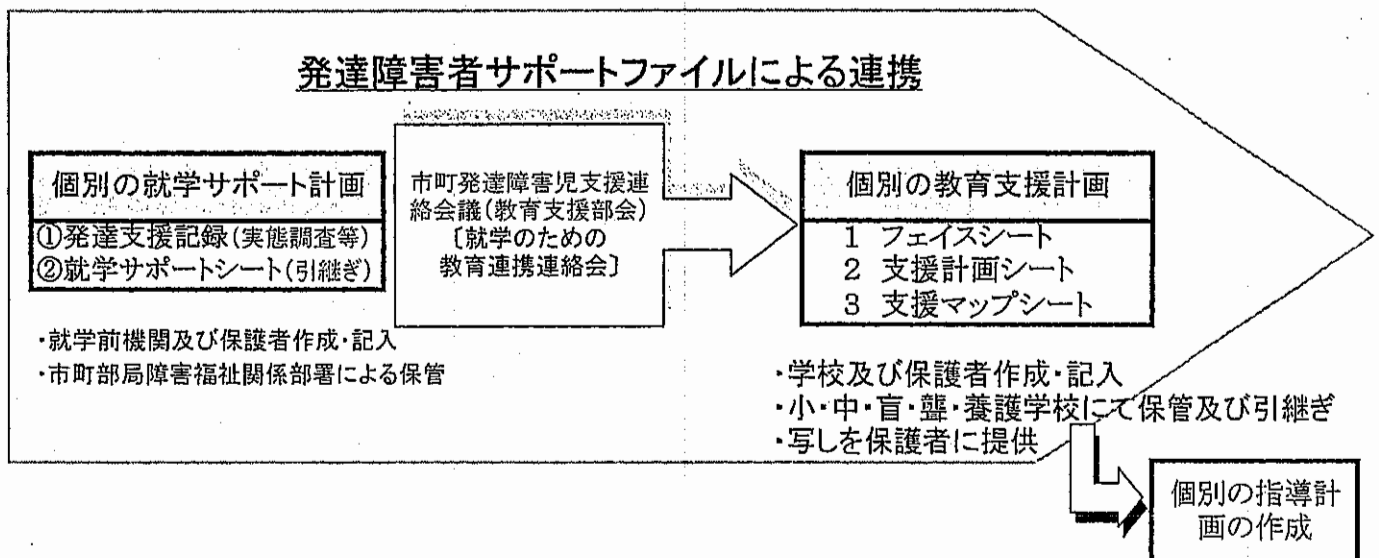
III 保管・引継ぎ・活用の際の留意事項

- 1 書式はサンプルを参考に各市町で検討し、地域内での活用の利便性を図る。
- 2 作成に当たっては、保護者にその意義や趣旨を十分に説明し、できるだけ参画していただく。
- 3 各シートの原本は、発達障害者サポートファイルに綴じ、当該の児童生徒が在籍する学校において保管する。
- 4 各シートの写しは、保護者へ提供する。
- 5 教育機関の卒業時に、就労先の機関にファイルを引き継ぐ。
- 6 在宅の場合、市町部局障害福祉関係部署が保管する。
- 7 なお、教育機関においては、個別の教育支援計画に基づき「個別の指導計画」を作成する。

※「個別の教育支援計画」の支援計画範囲は、家庭生活や余暇・地域生活等の広い分野にまで及び、学校生活だけにとどまりません。それに対して、「個別の指導計画」の範囲は、学校における学習指導の場面に限定されます。したがって、「個別の教育支援計画」を踏まえた上で「個別の指導計画」を作成することとなります。

「個別の教育支援計画」の中の「学習支援の中心的内容」の具体的な課題や手だて、配慮事項等が、具体的な指導の計画・実施・評価となる「個別の指導計画」にリンクされます。また、これに基づいた実践の評価は、「個別の教育支援計画」にもフィードバックされることが望まれます。

なお、「個別の指導計画」については、兵庫県教育委員会発行の指導手引き『特別な支援が必要な子どもたちのために』を参照してください。



個別の教育支援計画（例）

I フェイスシート					
氏名		性別		生年月日	
住所		電話番号			
関係施設					
主障害		併せ有する 障害			
診断名					
療育手帳	(. . . 交付)	身体障害者手帳	(. . . 交付)		
精神障害者保健福祉手帳				(. . . 交付)	
保護者氏名			緊急連絡先	:	
住所					
家族構成	家族構成図		氏名	生年月日・学年	続柄
出産前後 の状況	時期	項目		備考	
	胎生期				
	出生期				
	乳幼児期				
療育の状況	療育機関名		期間	療育内容	
前籍校園 の状況	学校園名		期間	備考	
医療に関わる特記事項					
生育歴に関わる特記事項					

個別の教育支援計画（例）

Ⅱ 支援計画シート（小・中学校）			
氏名等			
担任・記入者			
1 これまでの支援内容および支援上の課題			
2 現在の生活・将来の生活に関する希望			
(1)本人の希望			
(2)保護者の希望			
3 本人・保護者の希望を基に考えられる支援計画			
(1)現在の生活の充実のための目標			
(2)卒業後の生活を指した目標			
4 具体的な支援			
(1)家庭生活・家庭生活支援 担当者	(2)社会教育・地域余暇支援生活 担当者	(3)医療・健康 担当者	(4)専門相談(進路・療育・教育相談等) 担当者
支援内容・方針	支援内容・方針	支援内容・方針	支援内容・方針
5 学習支援			
(1)学習支援の主な課題・配慮事項			
(2)在籍校・交流学級における支援		担当者	具体的な支援内容・方針
(3)特別支援学級等における支援		担当者	具体的な支援内容・方針
6 評価及び今後の課題			

個別の教育支援計画（例）

Ⅱ 支援計画シート（特別支援学校）

氏名等			
担任・記入者			
1 これまでの支援内容および支援上の課題			
2 現在の生活・将来の生活に関する希望			
(1)本人の希望			
(2)保護者の希望			
3 本人・保護者の希望を基に考えられる支援計画			
(1)現在の生活の充実のための目標			
(2)卒業後の生活を指した目標			
4 具体的な支援			
(1)家庭生活	(2)余暇・地域生活	(3)医療・健康	(4)教育相談・進路指導
5 学習支援の中心的内容			
(1)学習場面	(2)具体的な課題	(3)手だて・配慮事項	
6 評価及び今後の課題			

広域特別支援連携協議会 委員等

	氏名	職名	備考
委員長	○小西 正三	大阪教育大学名誉教授	阪神南特別支援連携協議会委員長
副委員長	○安藤 忠	神戸親和女子大学教授	阪神北特別支援連携協議会委員長
委員	○永守 研吾；⑱	健康生活部福祉局障害福祉課長	
	・武田 成能；⑰	健康生活部福祉局障害福祉課主幹	
	○大橋 秀隆	宝塚健康福祉事務所長	
	○鶴林 泉	芦屋健康福祉事務所長	
	○玉田 敏行；⑱	西宮こども家庭センター所長	
	・藤原 八郎；⑰	西宮こども家庭センター所長	
	○三原 憲二	ひょうご発達障害者支援センター所長	
	○宇和川美保	NPO法人TRYアングル代表	
	○清水 明彦	障害者生活相談支援センター「のまネット西宮」代表	阪神南特別支援連携協議会施設代表
	○平井真由美	三田市知的障害児通園施設「かるがも園」施設長	阪神北特別支援連携協議会施設代表
	○大林 恵子；⑱	県立阪神養護学校長	阪神南特別支援連携協議会代表校長
	・野崎 正和；⑰		
	○片村 文系；⑱	県立高等養護学校長	阪神北特別支援連携協議会代表校長
	・余田 正孝；⑰		

阪神南特別支援連携協議会 委員等		
	氏名	職名
委員長	○小西 正三	大阪教育大学名誉教授
委員	○池田 輝生	尼崎市社会福祉事業団「たじかの園」施設長
	○岩越 美恵	西宮市肢体不自由児通園施設「わかば園」施設長
	○堺 執	発達障害者支援センター「阪神ランチ」（三田谷学園施設長）
	○清水 明彦	障害者生活相談支援センター「のまネット西宮」代表
	○藤本 昭子；⑱	芦屋健康福祉事務所 保健師長
	・福長 まり；⑰	
	○三村 行重；⑱	西宮こども家庭センター尼崎駐在 課長
	・北尾 早苗；⑰	
	○高田 六造；⑱	尼崎市立尼崎養護学校長
	・田中 潔；⑰	
	○金高 玲子；⑱	西宮市立西宮養護学校長
	・酒井修一郎；⑰	
	○平山 進	県立こばと養護学校長
	○大林 恵子；⑱	県立阪神養護学校長
	・野崎 正和；⑰	
	○横井 哲男	尼崎市教育委員会指導主事
	○松本 望；⑱	西宮市教育委員会課長補佐
	・赤坂 昇；⑰	
	○山田 耕治	芦屋市教育委員会指導主事

阪神北特別支援連携協議会 委員等		
	氏名	職名
	○安藤 忠	神戸親和女子大学教授
	○久野 茂治	伊丹市知的障害者通所授産施設「ゆうゆう」施設長
	○東井 安彦	宝塚市療育センター「すみれ園」所長
	○田籠 富	川西市心身障害者総合福祉センター子ども発達支援施設「川西さくら園」園長
	○平井 真由美	さんだ子ども発達支援センター「かるがも園」施設長
	○青木 豊子	宝塚健康福祉事務所 保健指導課長
	○寺井 茂男；⑱	西宮こども家庭センター川西分室育成支援課長
	・田中 隆志；⑰	
	○中山 速水	伊丹市立伊丹養護学校長
	○西村 滋恭	宝塚市立養護学校長
	○植野 浩治	川西市立川西養護学校長
	○紅山 修；⑱	県立こやの里養護学校長
	○片村 文系	県立こやの里養護学校長；⑱ 県立高等養護学校長；⑱
	・余田 正孝；⑰	県立高等養護学校長
	○水船 春美	県立上野ヶ原養護学校長
	○早崎 潤；⑱	伊丹市立総合教育センター指導主事
	・森田 邦彦；⑰	伊丹市教育委員会副主幹
	○古川 資治	宝塚市教育委員会指導主事
	○若生 雅史	川西市教育委員会指導主事
	○清山 孝利	三田市教育委員会係長
	○北上 玲子；⑱	猪名川町教育委員会主幹
	・草薙 美佳；⑰	猪名川町教育委員会副主幹

※氏名の後の⑰、⑱は委嘱年度

【参考・引用文献】

- 1 全国特殊学校長会 編集
『障害児・者の社会参加をすすめる個別移行支援計画－「就業支援に関する調査研究報告書」ビジュアル版－』、ジアース教育新社、平成14年。
- 2 東京都知的障害養護学校就業促進研究協議会 編
『個別移行支援計画 Q&A 基礎編』、ジアース教育新社、平成15年。
- 3 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
『プロジェクト研究報告（平成16～17年度）「個別の教育支援計画」の策定に関する実際的な研究』、平成18年3月。
- 4 全国特殊学校長会 編集
『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」－「全国特殊学校長会 中間まとめ」ビジュアル版』、ジアース教育新社、平成16年6月。
- 5 全国特殊学校長会 編著
『地域・家庭・学校のためのよくわかる「個別の教育支援計画」Q&A－保護者の質問に答えて－改訂版』、ジアース教育新社、平成17年6月。
- 6 全国特殊学校長会 編集
『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」ビジュアル版』、ジアース教育新社、平成17年5月。
- 7 全国特殊学校長会 編著
『「個別の教育支援計画」策定・実施・評価の実際 ビジュアル版』、ジアース教育新社、平成18年6月。
- 8 宮崎英憲 編著
『個別の教育支援計画に基づく個別移行支援計画の展開』、ジアース教育新社、平成16年。
- 9 神奈川県教育委員会
『支援が必要な子どものための「個別の支援計画」～「支援シート」を活用した「関係者の連携」の推進～』、平成16年12月。

〔乳幼児から学校卒業までの一貫した支援体制〕

時期	乳幼児期	学 齢 期	社会参加期 (卒業)
作成・策定	就学サポート計画 (就学サポートシート)	個別の教育支援計画	
	発達支援記録	(個別移行支援計画)	
職	医療・福祉・(教育)	教育・医療・(福祉)	労働・福祉・医療 (ケアプラン)
関係事業等	乳幼児健診	【小・中学校の校内委員会の設置】 校内支援の在り方 ①通常の学級での支援 スクールアシスタント ②LD等通級指導教室 学校生活支援教員 ③障害児学級担任の支援 【特別支援教育コーディネーターの指名】	
	療育子育て支援 保育等	【就学のための教育連携連絡会】	
	地域療育等支援事業等	◎ひょうご学習障害相談室・ひょうご専門家チーム ◎盲・聾・養護学校(特別支援学校)の定期的教育相談	
具体的活動	〇市町発達障害児支援連絡会議での情報 の整理 【3歳児健診終了後】 〇疑いのある幼児の経過観察や追跡調査 による情報収集 ・3歳児、4歳児、5歳児の情報と保護者への啓発や研 究を行う。 〇療育機関での該当幼児の療育と保護者 への子育て等のサポート ◎「就学のための連携連絡会」による情 報交換と支援策の協議	【入学準備期】(12~3月) ◎「就学のための連携連絡会」 での具体的な支援策の協議 ・保育所等の療育、保護者の面談、該当幼児 の行動観察 ・専門家の助言や助言 ・心理職による保護者のカウンセリング ・教育関係者による入学までの相談(保護者 のニーズの把握等) ◎教室環境を含む条件整備を 図る ・校内委員会・PTA・ファミリー ・校内委員会との関係による専門家の助言 ・担任の配置や学級編成等の工夫 ・校内支援体制の整備(時間調整の調整、英 語の対応の共通理解等) ・スクールアシスタント等の配置計画等	【入学後】 A; 入学後に気づいた児童の場合 ・「就学のための連携連絡会」での就学前の情報収集の確認 ・保護者との面談及びひょうご学習障害相談室等の紹介等 ・校内委員会での協議(教育的支援の工夫や配慮、教育措置の検討等) B; 指導が非常に困難な児童の場合 ・ひょうご専門家チーム等の専門家による指導助言 ・校内委員会において、指導方法の見直し及び通級指導教室等での対応 ・次年度以降の教育措置(障害児学級を含む)等の検討 C; 保護者の理解が得られない場合 ・特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会で相談及び対応 を継続実施する。